



～次代を担う若者を支援！～

若者定住支援助成金の交付について



町内に住まいを持ち定住する若者に対し、助成金が交付されます！活気あふれるまちづくりの実現を目標として実施されるのが「若者定住支援助成事業」です。

「若者定住支援助成事業」とは？	
対象者	(次の要件を満たしている世帯であること) ・ 矢吹町に10年以上定住する意思があり、町内に住居を取得した夫婦 ・ 助成金交付の申請をしたときの平均年齢が40歳以下の夫婦 ・ 夫婦のどちらかが職に就いている世帯 ・ 町税等を滞納していない世帯
助成金額	・ 住居の床面積に応じ、120㎡未満は15万～35万円 120㎡以上は25万～50万円
申請期限	・ 住宅を取得した日から1年以内



マイホームを検討中の方、矢吹町内に住宅を取得してはいかがでしょうか。また、町外の方の申請もお待ちしていますので、ご友人などでマイホームの取得を検討している方にも、矢吹町内への定住をお勧めください。

※申請手続き等、詳細につきましては下記の連絡先までお気軽にお問い合わせください。

☎ 都市建設課 管理係 ☎ (42) 2116



～早期の治水施設整備を～

阿武隈川上流改修促進期成同盟会、県に要望書を提出



阿武隈川沿いの市町村で構成する「阿武隈川上流改修促進期成同盟会（会長、小林香福島市長）」は7月8日、福島県県南建設事務所に「要望書」を提出しました。

同促進期成同盟会の理事を務める野崎吉郎町長が、要望書と矢吹町の個別案件の要望を浅野俊和県南建設事務所に手渡しました。



【要望書概要】

阿武隈川上流における治水施設の整備水準はまだ十分ではなく、近年の気候変動の影響等による集中豪雨の増加など、水害発生の危険性がこれまで以上に高くなる恐れがあり、沿川住民の生命と財産の安全確保に重要な支障が生じることが強く懸念される状況にあります。特に、本川の改修事業が強力に進められたことに伴い外水被害が軽減された一方で、支川における内水被害の顕在化など、治水施設整備の遅れが、活力ある地域づくりの大きな阻害要因となっています。

これらのことから、阿武隈川上流改修事業費を大幅に増額され、より一層の推進を図られるよう沿川住民、並びに関連市町村を代表し、要望します。

【矢吹町の個別案件概要】

●矢吹町東川原地区（阿由里川合流部）河川改修

本町東部に位置する阿武隈川の東川原地区内においては、平成23年9月の豪雨により甚大な浸水被害を受けており、早期改修が望まれます。特に、阿由里川との合流部より上流、うつくしま大橋までの区間の阿武隈川堤防の整備を要望します。

●矢吹町明新上地区河川改修

本町南部に位置する阿武隈川の明新上地区において、屈曲した緩勾配であることから流下能力が低下しており、且つ護岸が整備されていないため、台風等の豪雨時に県道が通行止めとなります。また、農地が冠水するなどの被害が発生しているため、早急な改修を要望します。



☎ 都市建設課 管理係 ☎ (42) 2116



農業委員会からのお知らせ



農地の賃借料情報

平成21年12月15日に改正農地法が施行されたことにより、標準小作料制度は廃止されましたが、地域における賃借料の目安にするため、新たに農業委員会が農地の賃借料情報を提供することになりました。今後農地を貸し借りする場合には、これらの情報を参考に、当事者間で協議願います。

1 田（水稻）の部

(10a当たり)

地目	地域区分	平均額	最高額	最低額	賃借件数
田	矢吹町全域	19,912円	20,000円	8,100円	134件

※平成25年度基盤整備完了地域の賃貸料情報です。

2 畑の部

賃貸借の実例が極めて少なく、耕作条件も様々であるため情報提供にいたりません。

遊休農地確認のため農地利用状況調査（農地パトロール）を行います

農業委員会では、「遊休農地の発生防止・解消」として年1回、町内の農地の利用状況調査を行っています。調査の結果、遊休農地の所有者・耕作者に対して、指導等を行う場合がありますので、適正な利用・管理をお願いします。

今年度の農地パトロールは、8月から9月にかけて農業委員が町内の農地を巡回することになりますので、農地の立ち入り等について、皆様のご協力をお願いします。

農地を相続したときは届出が必要です

農地を相続したときは、農地のある市町村に、届出をする必要があります。

- 届出が必要な時は・・・相続（遺産相続、包括遺贈など）、法人の合併・分割、時効等で農地法の許可を受けることなく権利を取得した時です。
- 手続きの方法は・・・農地のある市町村の農業委員会に届出してください。
- 届出の時期は・・・権利取得を知った日から概ね10か月以内です。

☎ 産業振興課 農業委員会事務局 ☎ (42) 2115

矢吹町内農産物等の放射性物質検査結果のお知らせ

矢吹町放射能測定センターで測定しました町内農産物と井戸水の放射性物質の検査結果は、次のとおりです。

測定は予約制となっておりますので、事前に申し込みをしてください。(☎29-8741) なお、測定できるものは一般流通物を除く、農産物・井戸水・農業用培土等で、測定には1kg、きのこに限り500gからの検体が必要です。

食品衛生法に規定する基準値	セシウム 134, 137 合計値	区分	平成24年4月～
		飲料水	10ベクレル
		一般食品	100ベクレル

今月の検査で、検出限界値を超える農作物等はありませんでした。

(検査日：平成27年6月1日～平成27年6月30日 総数：90件)

【野菜】 キャベツ、ホウレンソウ、ブロッコリー、ズッキーニ、タマネギ、ダイコン、ジャガイモ、キュウリ、サヤエンドウ、インゲン、ミニトマト、ラッキョウ、ナス、カボチャ、カリフラワー、ニンニク、ニンジン、シソ

【果樹】 ウメ、ブルーベリー 【その他】 井戸水、ミント

☎ 産業振興課 農政係 ☎ (42) 2115